

DENSO

Crafting the Core

国内メタネーション事業実現TF

国際的CFPルールに関する要望

2022年5月31日

株式会社デンソー

環境ニュートラルシステム開発部

執行幹部 石塚 康治

欧州規制法案・自動車業界の動向

■ 欧州規制法案

法案	概要	
Cars CO2 Regulation※1 自動車 (小型バン・乗用車) CO2排出規制	<ul style="list-style-type: none"> ・基準未達の場合、1g/km超過毎にEUR95罰金 ・一部加盟国ICE新車販売禁止発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車排出基準(21年比) ▲37.5% @2030 → ▲55% @2030 ▲100% @2035
ETS※2 排出権取引制度	<ul style="list-style-type: none"> ・EU域内企業を対象に、排出量上限割当・加不足分を市場取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電・鉄鋼・セメント・石油精製・航空便に加え、海運、道路輸送、建物に適用拡大
RED II※3 再生可能エネルギー指令	<ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国に対する再生可能エネルギー政策として、再生エネの市場シェア基準を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年再生エネ比率目標を引き上げ(32%→40%) ・運輸セクターで単位輸送量あたりのGHGガス13%削減を目標
CBAM※4 炭素国境調整措置	<ul style="list-style-type: none"> ・EU域内外間のカーボンリーケージを防ぐため、域外国からの輸入品に対しCO2の調整措置を行う ・鉄鋼、鉄、セメント、肥料、アルミニウムが対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・23年からCBAM開始、最初の3年間を移行期間 輸入者に排出量(スコープ1と2の両方)の報告義務を課すものの、CBAM証書の納付義務は課さない。 間接排出に拡張する可能性について評価 ・26年から証書の納付義務、10年かけて段階的に実施 域内で排出量取引の排出枠の無償割当を、26年から10年かけて毎年10%削減するのに合わせる

※1 CO₂ emission performance standards for cars and vans, ※2 Emission Trading System, ※3 Renewable Energy Directive, ※4 Carbon Border Adjustment Mechanism

■ 自動車業界の動向

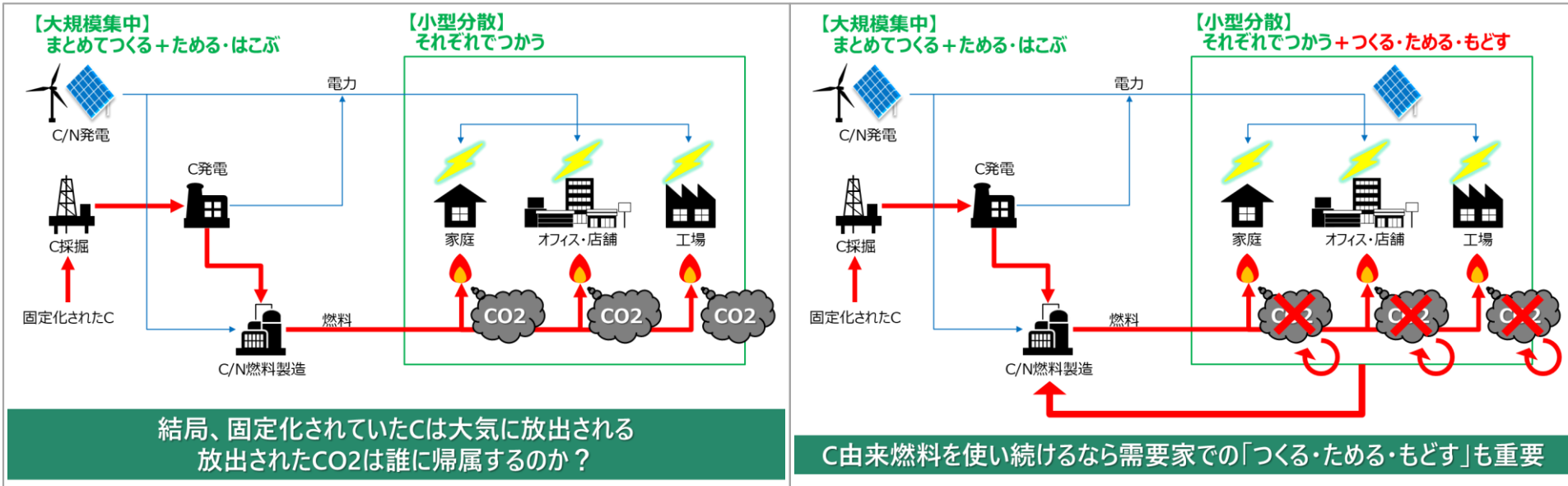
要求	概要
報告要求	材料のCO2排出量、再生エネルギー利用率、カーボンイニシアティブへの参加・報告など
削減要求	SCOPE1,2,3の排出量低減(目標設定とコミットメント)、リサイクル材の使用、グリーン電力の使用など

モノづくり・エネルギーのCFP※5が、より厳格に要求・規制されてきており、
国際的なCFPルールの整備と、それと整合した合成メタンの適用ルールが求められる

※5 Carbon Foot Print

需要家目線での懸念点

第2回官民協議会デンソー発表資料より抜粋



■ 究極的には

- ・(バイオ含め)大気から回収したCO2でメタン合成
- ・原排出者だけでなく需要家でもCO2を回収

■ 過渡期では

- ・国際的に天然ガスやブルー水素が認められている間は
それと同等レベルのLCA-CO2と見なされればクリーンと定義される？

ブルー水素製造時のCO2排出量により
何%以上を「クリーン」と定義するか
EU等で議論が進行中と認識

DENSO

Crafting the Core